商品概要説明書　年金定期

（令和８年９月１４日現在適用中）

１．商 品 名	・年金定期
２．ご利用いただける方	・公的年金を当ＪＡで受給している方、および新たに当ＪＡで受け取る手続きをされた方
３．期　　間	・定型方式 １年 ・自動継続（元金継続）のみの取扱いとなります。
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１万円以上５００万円以下（お１人さま５００万円以内） ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
６．利　　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税金 （５）金利情報の入手方法	 期間　１　年：年０．７００％（税引後：０．５５７％） ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続時には、この定期貯金の約定利率を当該満期日まで適用します。ただし、年金のお受け取りを当ＪＡから変更された方については適用しません。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を３６５日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※令和１９年１２月３１日までの適用となります。 ・金利は、窓口でお問い合わせください。
７．手 数 料	―
８．付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
９．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①　６か月未満　　：　解約日における普通貯金利率 ②　６か月以上１年未満　：　約定利率×５０％
10．貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 この貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11．取扱期間	令和８年９月１４日（月）～令和９年３月３１日（水）

12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品に係る相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支店・出張所または金融部　金融推進課（電話：０７７６－５０－７６１１）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部　金融推進課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会　（電話：０７７６－２３－５２５５） 京都弁護士会　（電話：０７５－２３１－２３７８） 愛知県弁護士会（電話：０５２－２０３－１７７７）
13. その他参考となる事項	・自動化機器・ネットバンクでのお預入はできません。	

・ご不明な点は、当ＪＡ窓口までお気軽にお問い合わせください。